鹿屋市告示第 126 号

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令　和　8　年　4　月　1　日

鹿屋市長　　郷　原　　拓　男

令　和　8　年　3　月　30　日　　決　裁

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市コンパクトシティ推進住宅取得支援補助金交付要綱（令和５年鹿屋市告示第279号）の一部を次のように改正する。

第３条各号列記以外の部分を次のように改める。

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、専用住宅等を取得した者（以下「取得者」という。）であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、取得者が単身赴任その他やむを得ない事由により当該専用住宅等に居住することができないと市長が認める場合には、当該取得者の配偶者であって当該専用住宅等を生活の本拠として居住している者を取得者とみなすものとする。

第３条第４号中「居住誘導区域等」の前に「本人及び配偶者が」を加える。

第５条第２号中「20万円」を「30万円」に改める。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。